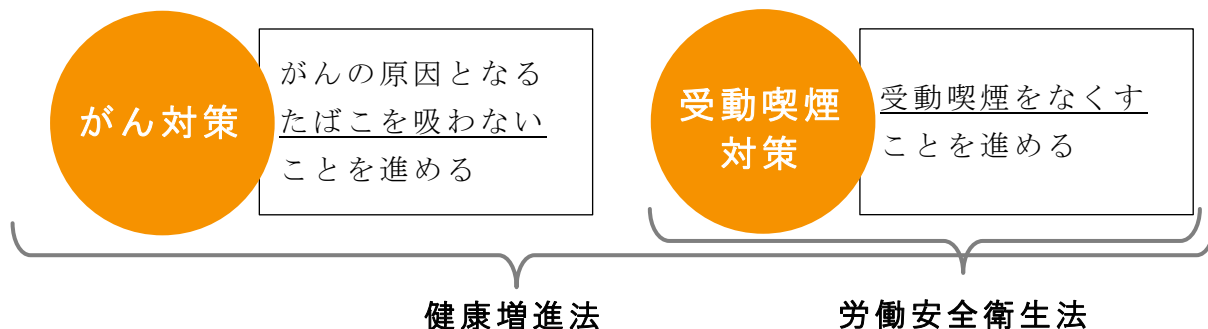

帯広市における 受動喫煙対策の手引

法対応のポイント

1 たばこ対策に関する法律

たばこの健康対策に関する主要な法律は、「健康増進法」と「労働安全衛生法」です。それぞれの法律では、2つのアプローチでたばこに関する取組を定めています。



2 健康増進法の一部を改正する法律（改正法）の趣旨

健康増進法において、受動喫煙対策を進めるため法改正が行われました。改正の主な内容は次のとおりです。

(1) 改正法の趣旨

<ポイント1>

- 喫煙を望まない人
 - 喫煙をする権利
- 両側面を考慮した上で、
屋内において望まない受動喫煙をなくす。

<ポイント2>

- 20歳未満
 - 病気を持っている人
- 主たる利用者となる施設は、徹底した対策を行う。

<ポイント3>

- 第一種施設
 - 第二種施設
- 施設の種別を定め、
区分によって対策を義務化する。

(2) 実施しなければならないこと

施設種別の第一種施設は、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病気の方が利用する施設や受動喫煙対策を推進する責務がある行政機関の建物について、厳しい基準が設けられています。帯広市でもほぼすべての施設は次の二つに区分され、定められた対応を実施しなければなりません。

また、各施設の管理権原者には、法対応への準備や法施行後の管理を行わなければならない責任があります。

3 労働安全衛生法（安衛法）の趣旨

受動喫煙対策として労働安全衛生法では既に対策が行われています。主な内容は次のとおりです。

(1) 安衛法の趣旨

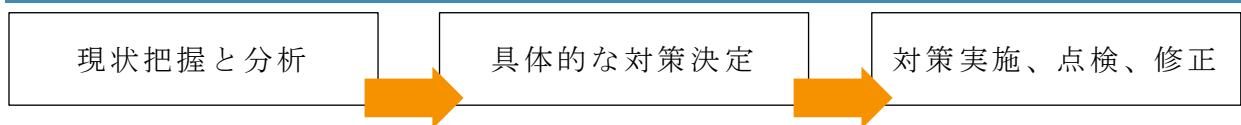
<ポイント 1>

資本金や労働者の数にかかわらず、すべての事業者に「事業者および事業場の実情に応じた適切な措置」をとることを求めています。

<ポイント 2>

- 妊娠している人
 - 呼吸器・循環器疾患のある人
 - 未成年者
- 格別の配慮が必要。

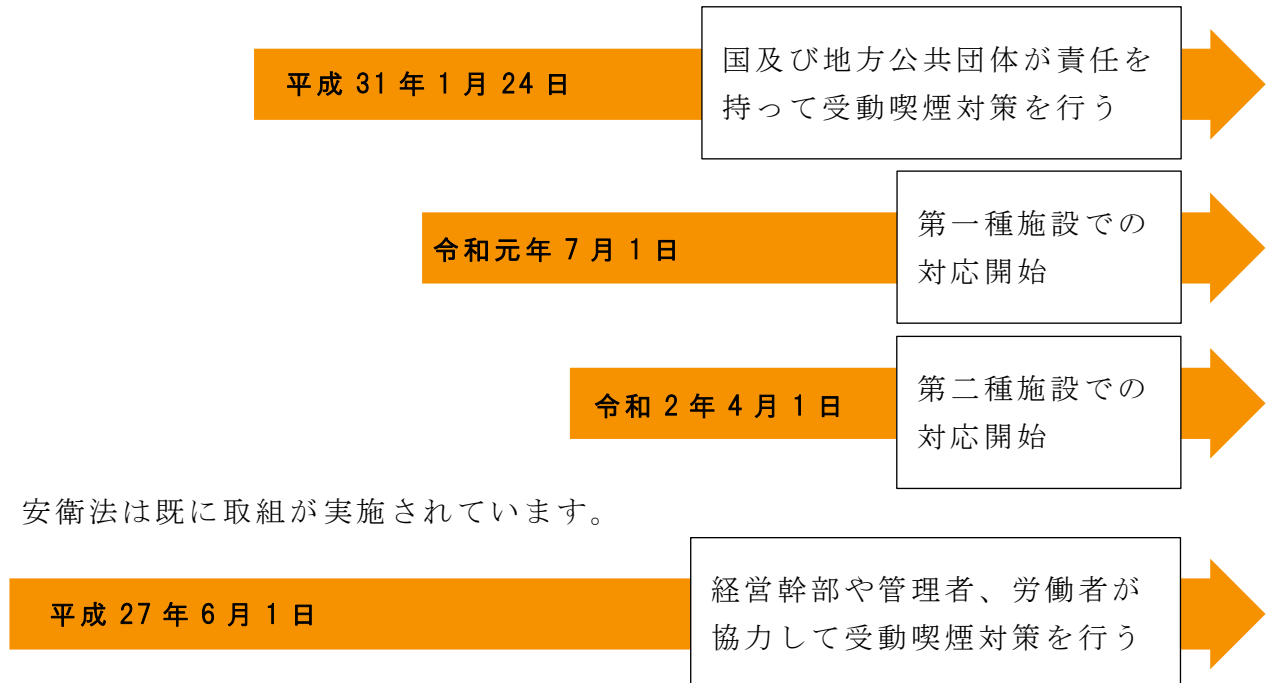
(2) 実施しなければならないこと



事業者は受動喫煙の現状把握と分析を行い、衛生委員会などで具体的な対策を決めて実施します。また、対策の実施後は効果を確認し、必要に応じて対策の見直しを行います。

4 改正法における対策の段階について

改正法は3つの段階を経て取組が行われます。



5 用語の定義

(1) たばこ

たばこ事業法に位置づけられている製造たばこ及び製造たばこ代用品のことを指します。

加熱式たばこ（商品例：iQOS、glo、Ploom TECH）は、指定たばこという分類となり、たばこと同等に扱います。

一方、電子たばこ（商品例：Blu）は改正法の規制適用外となります。

(2) 管理権原者

施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者となっています。直接管理している場合はもちろん、施設管理を委託している場合も、帯広市（各施設の所管部署）がその立場になります。

また、指定管理制度を導入している施設においても、一定程度帯広市の責任はあると考えられますので、当該法人と協議の上、取組を進める必要があります。

(3) 第二種施設

第一種以外の施設で、多数の者が利用する施設になります。（ここでの多数の者が利用するとは、2人以上の者が同時に、または入れ替わり利用すること）

そのため単なる物置や車庫として利用している場所は該当しないと考えられますが、人が内部で作業等をする建物は、その頻度に関わらず該当になります。

(4) 屋内と屋外

屋内とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部と定義されています。

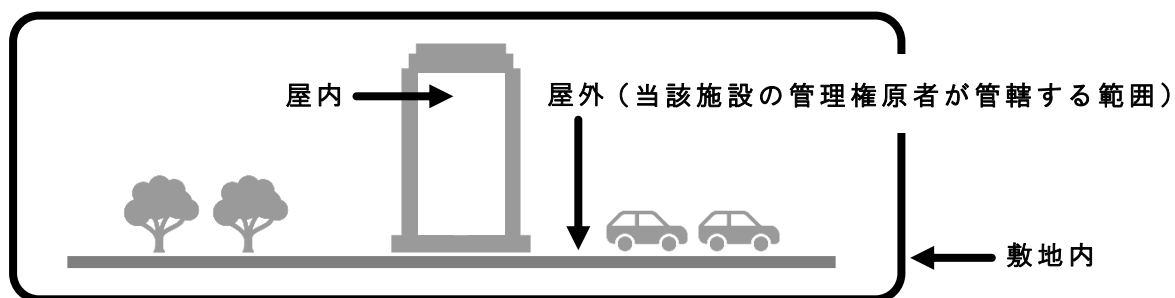
このことから屋上は屋外となり、ベランダや外付け階段などは定義によって判断します。

(5) 敷地内

敷地内は、第一種施設及び第二種施設の屋内と屋外を合わせた範囲を表します。

（敷地内＝屋内＋屋外）

具体的には次の図のとおりです。



6 改正法における国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は次のような取組を実施するよう努めなければなりません。

- ・ たばこや受動喫煙による健康影響に関する知識及び情報の普及啓発
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発
- ・ 施設や法の整備による望まない受動喫煙が生じない環境づくり
- ・ 受動喫煙の防止に関する個別相談の実施

国及び地方公共団体及び施設の管理権原者は次のことを実施するよう努めなければなりません。

- ・ 施設における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換
- ・ 啓発活動への協力

喫煙者は次のように配慮を行った上で喫煙しなければなりません。

- ・ できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をする
- ・ 20歳未満や病気が人が集まる場所や近くにいる場所では喫煙を控える

施設の管理権原者は次のことに配慮しなければなりません。

- ・ 喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しない
- ・ 喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について受動喫煙が生じない場所とする

7 各施設種別での具体的な対応

(1) 第一種施設での対応

帯広市所管の第一種施設は、**敷地内完全禁煙** です。

(改正法上は、敷地内原則禁煙)

敷地内でのすべての場所で禁煙であるとともに、喫煙者がいた場合は管理権原者が喫煙者に対して喫煙を中止させることが必要です。このように、喫煙が行われな環境整備を行うだけでなく、喫煙されることがないように日常の管理を行わなければなりません。

(2) 第二種施設での対応

帯広市所管の第二種施設は、**敷地内原則禁煙** です。

(改正法上は、屋内原則禁煙)

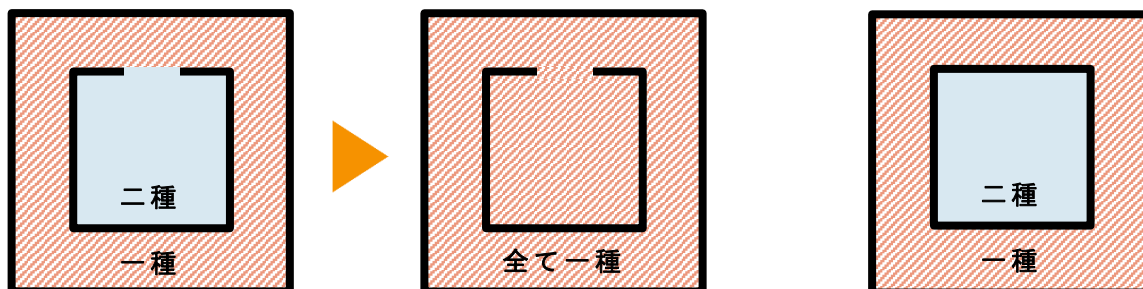
具体的な対応は各施設の管理権原者が決定していますが、喫煙できる環境は最小限の範囲にとどめることが必要です。また、そのほかの場所で喫煙が行われな環境整備を行うだけでなく、喫煙されることがないように日常の管理を行わなければならないことは第一種施設と同様です。

(3) 共通事項

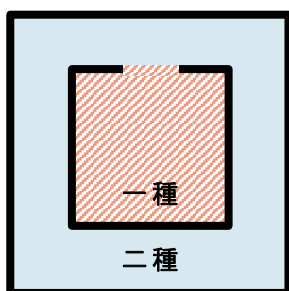
<ポイント1> 第一種施設と第二種施設が複合する場合

第一種施設内に第二種施設が含まれる（一続きになっている）場合、全て第一種施設となります。

ただし、施設の利用者が明確に異なる場合や施設が構造的に明確に区分されている場合はそれぞれの種別の施設として扱うことができます。



一方、第二種施設内に第一種施設が含まれる場合は、それぞれの種別の施設となります。



<ポイント2> 歩行（通行）者や車（車内）の取扱い

移動（停車）中は、一時的な通過と判断し改正法の規制の対象となりません。

一方、滞在している場合や駐車中は規制が適用されます。

<ポイント3> 改正法の適用が除外される場所

人の居住の用に供する場所は規制の対象とならないため、一般住宅や共同住宅の個室部分、ホテルや施設の個室部分は改正法の規制の適用が除外されます。

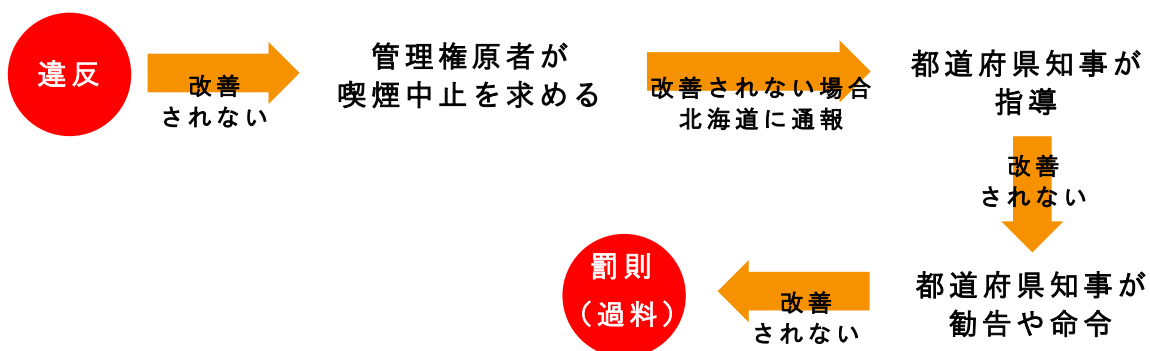
ただし、宿泊施設であっても相部屋の場合やアパートやマンション、宿泊施設等の共用部分、病院や介護施設等の第一種施設での個室部分は規制が適用されます。

また、改正法の規制対象とならない場所であっても、施設の管理権原者は受動喫煙を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

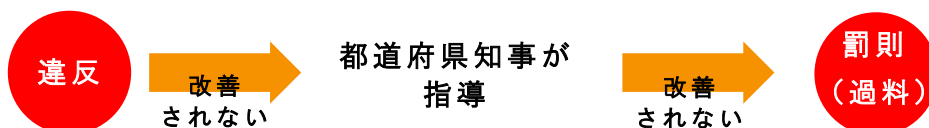
<ポイント4> 罰則規定

規定に違反した場合、罰則があります。

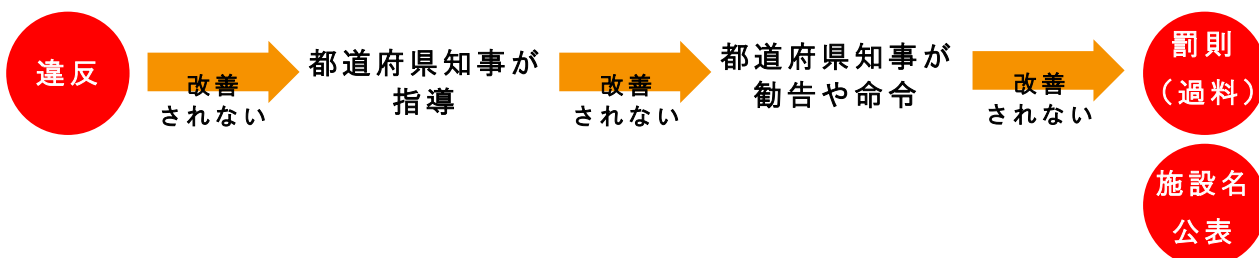
すべての人を対象として、「喫煙禁止場所における喫煙の禁止」があげられ、違反した場合次のような対応がとられます。



また、すべての人を対象として、「喫煙場所に関する紛らわしい標識の掲示や標識の汚損」があげられ、違反した場合次のような対応がとられます。



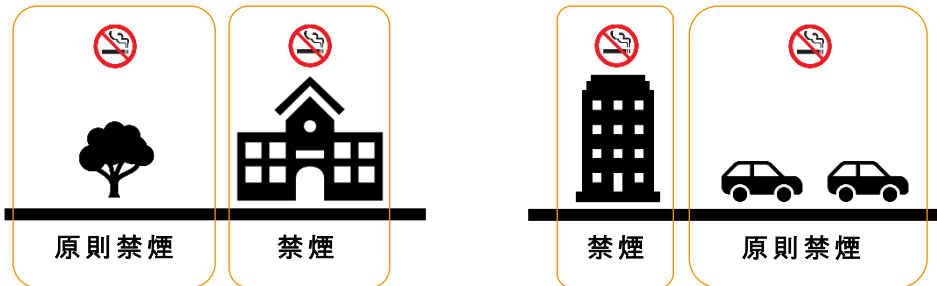
ほかにも管理権原者を対象としては、「喫煙禁止場所に喫煙器具や設備を設置しない」があげられ、違反した場合次のような対応がとられます。



(4) 第一種施設における改正法の規定

<ポイント1>

第一種施設では、敷地内原則禁煙です。



<ポイント2>

第一種施設の屋外には例外的に、次の要件を満たした場合のみ特定屋外喫煙場所を設けることができます。（「9 資料」を参照。）

喫煙をすることができる場所が区画されている

壁やパーテーションのほか、線で区切るなど、喫煙場所と非喫煙場所が明確に区切られていること

喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示する

例のような標識を使用する
(参考例)



第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置する

建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所で、このような場所がない場合は設置できない

近隣の建物に隣接するような場所に設置しない

※第一種施設は敷地内禁煙とすることが原則であることから、喫煙場所を設置する場合は、あくまで例外的な対応であることを考慮する必要があります。

(5) 第二種施設における改正法の規定

<ポイント1>

第二種施設では、屋内原則禁煙です。



<ポイント2>

第二種施設の屋内には例外的に、次の技術的基準に適合した部屋（基準適合室）を設置し、喫煙専用室として指定することができます。（「9 資料」を参照。）

出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上

喫煙専用室の出入り口と排気口以外の開口部がない状態
ただし、喫煙専用室に向かう気流が要件を満たしていれば、出入り口にのれんやカーテン、エアカーテンを設置することは可能

たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている

壁や天井は、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等たばこの煙を通さない材質・構造であることが必要
また、床面から天井まで隙間なく区切られている事が必要で、たばこの煙が流出してはならない

たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されている

※外階段のみでつながっている等、内部で明確に区分されていればフロア全体を喫煙専用室とすることができます。

<ポイント3>

喫煙専用室を設置した場合は、次の要件を合わせて満たさなければいけません。

- 【喫煙専用室の出入り口】に掲示をする
 - ・当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である標識
 - ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている標識
- 【施設の出入り口】に掲示をする
 - ・喫煙専用室が設置されている標識

例のような標識を使用する
(参考例)



喫煙専用室の技術的基準への適合を維持する

基準を満たしているか定期的に測定を行い、記録することが必要
測定方法については「9 資料」を参照。

20歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせない

利用者だけでなく、従業員も20歳未満であれば立ち入ることはできない
清掃や物品搬入のためなど、業務であっても例外なく立ち入ることはできない

8 北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）について

改正法や安衛法の内容とほぼ同内容で構成されていますが、条例で定める4つの新たな規定があります。4つの規定を含め、条例の規定実施は努力義務であり、罰則規定はありません。

学校等の
敷地内
完全禁煙

第一種施設のうち
保育所や幼稚園、
小・中・高校の敷地
内に特定喫煙場所
を作らない。

改正法で
対象外の
場所への対応

第二種施設の屋外
や公園、屋外運動場
等で、灰皿の位置や
掲示を行う。

未成年者への
対応

公園、屋外運動場等
で、灰皿の位置や掲
示を行くことや自宅
や車内でも喫煙し
ないようにする。

従業員への
受動喫煙
対策

事業者が労働者に
対する受動喫煙対
策を行う。

9 資料

(1) 特定屋外喫煙場所について

<構造の違いにおける種類>

「開放系」～屋根のみの構造や、屋根と一部の囲いのみの構造

たばこの煙が外気の気流により滞留しにくい反面、煙の制御が難しいため意図せず煙が漏れ出していく恐れがあります。

「閉鎖系」～屋根と壁で完全に囲われ、屋外排気装置等で喫煙所内の環境が管理されている

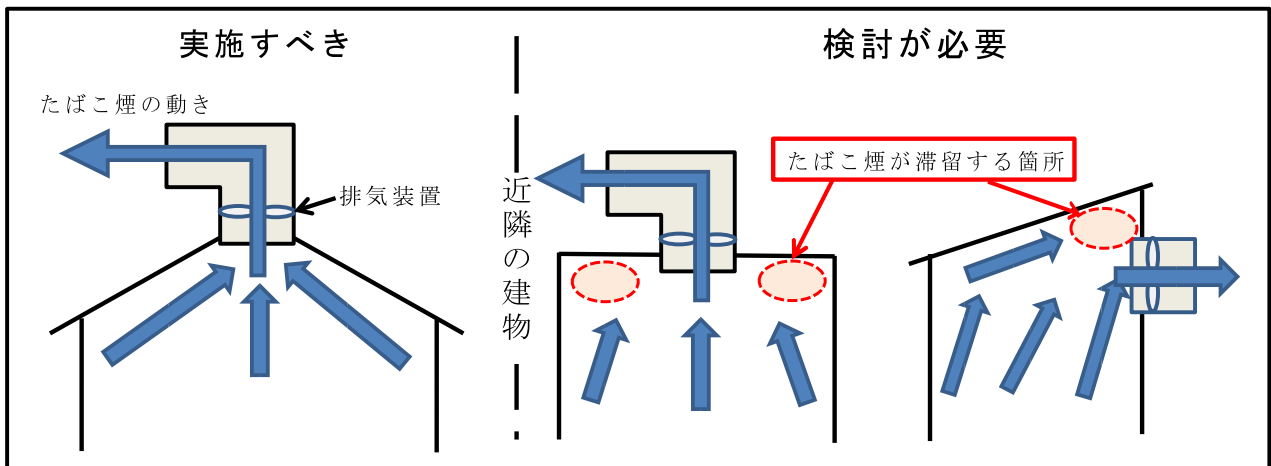
たばこ煙が外に流出することを制御することは可能だが、設置費用や煙の濃度の上昇の可能性があります。

<設置の基本>

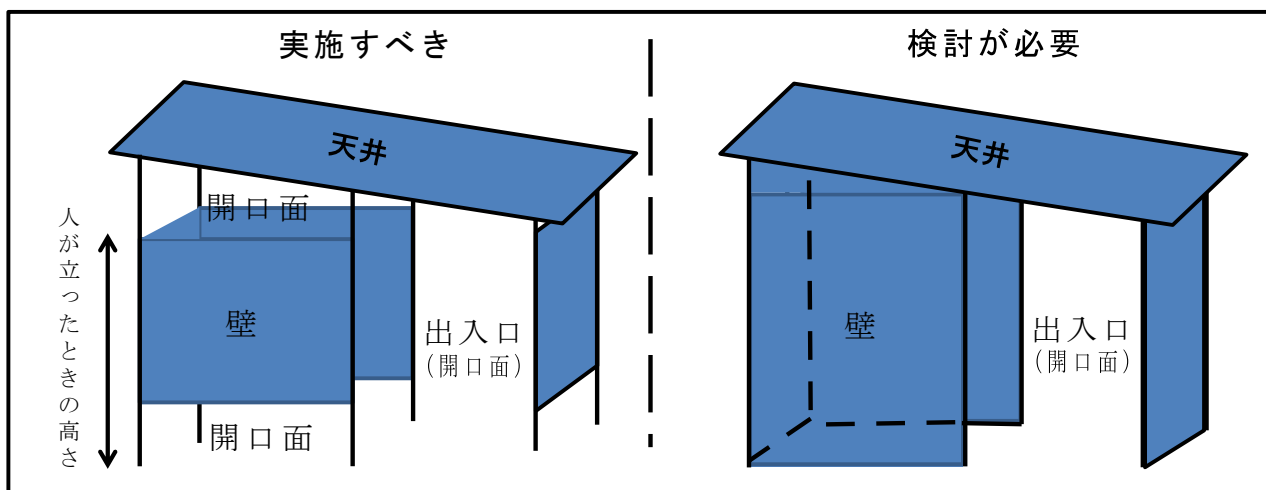
火災予防対策や労務管理のためにも喫煙所内部の状況が外部から見える構造にします。

<設置の例>

天井部分に傾斜をつけ天井の頂点部分に屋外排気装置を設置し、たばこ煙を建物とは反対側に逃がすような構造とします。



開放系の場合、対面する壁の上部（立位での呼吸域よりも高い位置）に十分な開口面（隙間）を設け、気流が通り抜けやすい構造とします。



閉鎖系の場合は、後述の喫煙専用室と同様。

(2) 喫煙専用室について

<設置の基本>

火災予防対策や労務管理のためにも喫煙所内部の状況が外部から見える構造にする。また、室内は喫煙によりタバコのヤニ等が付着するため、清掃が容易な素材とします。

ほかにも、備品を設置する場合は必要最低限とし、出入口から喫煙室内への気流を妨げないような構造や配置とします。

<屋外排気>

喫煙専用室では、たばこの煙がダクトを通して屋外に排出されなければなりません。屋外排気装置として換気扇、天井扇、ラインファンがあげられます。

種類	利点	考慮すべき事項
換気扇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置が簡単 ・ 安い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外の風が強いと排気風量が低下 ・ 羽根径が 35 cm 以上になると、騒音が大きくなるため屋内の喫煙専用室には不向き
天井扇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気に接する壁がない場合も設置可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力損失で排気風量が低下するため、風量計算が必要
ラインファン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力損失や外気の影響を受けにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気扇等と比較すると価格が高い

また、排気量に見合った給気量が必要なため、入り口の開放やドア等に給気口（ガラリ）の適切な設置が必要になります。

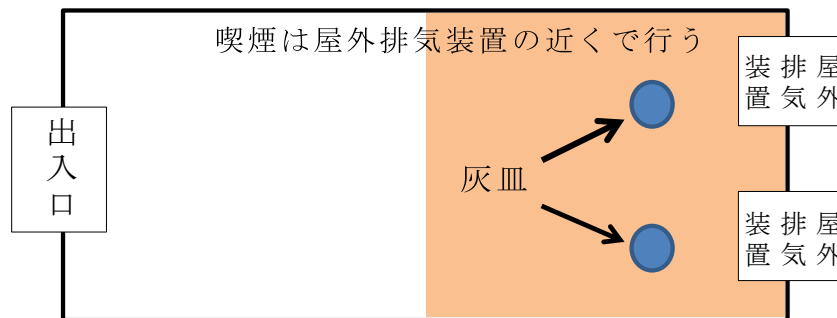
<空気清浄装置>

たばこ煙の粒子成分を効率よく除去できますが、ガス状成分は完全には除去できないため、屋外排気装置を設置せず、空気清浄装置の設置のみで対策を行うことは困難です。

屋外排気装置設置の上で、浮遊粉じん濃度を低下させるために補助的に使用します。

<喫煙室の形と屋外排気装置等の配置>

喫煙室の形は長方形とし、出入口と屋外排気装置短辺側に設けることで、効率的な換気ができます。この場合、灰皿は屋外排気装置の近くに設置し、喫煙は屋外排気装置に近い場所で行います。



(3) 喫煙専用室の管理

- 喫煙専用室を設置した場合、基準を満たしているか定期的に確認する必要があります。
- 具体的な確認方法については、後述の「資料 1」を参考に実施し、その経過を記録として保管しなければなりません。

(4) そのほか役立つ資料

- 改正健康増進法の施行に関する Q & A（厚生労働省、令和元年 6 月 28 日）
- 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（厚生労働省、令和元年 7 月 1 日）
- 職場における受動喫煙防止対策ガイドブック（日本労働安全衛生コンサルタント会、令和元年度版）

